

## 第2回 瑞浪市まちづくり条例審議会

### 会 議 録

日 時：平成26年7月31日（木） 午後2時00分～午後4時15分

場 所：市役所 4階全員協議会室

#### 日程

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 前回会議の結果について・・・資料1

4. 協議事項

(1) 瑞浪市まちづくり基本条例（案）について・・・資料2-1

資料2-2

資料2-3

追加資料：瑞浪市議会基本条例 逐条解説（案）

5. その他

次回会議の日程について

6. 閉会

#### 出席者

##### 出席委員

永井 恒

中山 征治

板橋 仁晃

水野 勝人

大森 建生

古田 憲三

中根 圭一

鈴木 誠

小倉 由佳梨

小木曾 正尚

田中 茂

山内 正雄

宮地 友実

欠席委員

加藤 博之

伊藤 光昭

渡邊 勝利

林 勇人

西尾 紬

【名簿順 敬称略】

事務局 渡邊 俊美（まちづくり推進部長）

鈴木 創造（市民協働課長）

梅村 修司（市民協働課課長補佐兼まちづくり支援係長）

隅田 一弘（市民協働課まちづくり支援係主査）

## 1. 開会

事務局

こんにちは。定刻となりましたので、只今から第2回瑞浪市まちづくり条例審議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、5名の委員が欠席されていますが、出席委員が過半数に達しており、会議は成立しておりますのでご報告させていただきます。なお、この会議は公開会議となっており、既に入室していただいておりますが、傍聴者の方がおられますのでよろしくお祈いします。

本日の会議の資料につきましては、事前にお送りしております。また、本日お配りした追加の資料がございます。瑞浪市議会基本条例案につきましては、今月28日に市のHPに掲載されており、只今意見募集をされておりますのでご確認ください。過不足等があれば事務局までお申し出ください。

それでは、レジメに沿って進めさせていただきます。

## 2. 会長あいさつ

事務局

中山会長、ご挨拶をお願いいたします。

中山会長

皆さんこんにちは。暑い中お集まりをいただきありがとうございます。本日は、委員18名中13名の方にご出席をいただきました。また、大勢の方にも傍聴していただいております。よろしくお祈いします。

今回は、第2回目の審議会ということですが、9月に行われる第3回目ではこのまちづくり基本条例案を固め、その後、パブリックコメントにかけるというスケジュールです。今回から本格的な審議に入りますが、終了予定時刻の4時までには、出来れば最後の条文まで一通り行きたいと思っておりますのでよろしくお祈いします。

## 3. 前回会議の結果について

事務局

以降の進行は、会長の司会により進めていただきます。会長お願いいたします。

中山会長

レジメに沿って進めます。

前回会議の結果についてです。この会議録は、既にご出席いただいた委員の皆さんにご確認をいただいておりますが、前回の会議結果を踏まえたものとするために、皆さんに再確認するものです。事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料1に基づき説明】  
中山会長 ありがとうございます。今回は、実質的な議論にはなっておりませんが、意見の主なものは、「前文の中に地場産業の記述がない。」「子どもの定義を入れてはどうか。」などのご意見がありました。議事録については、出席委員の皆さんにご確認いただき、修正すべきところは修正済みということです。ご意見、ご質問等があれば伺います。

委員 【意見・質問等なし】  
中山会長 それでは、特にご意見等はないようですので次に進みます。

#### 4. 協議事項

##### (1) 瑞浪市まちづくり基本条例（案）について

中山会長 それでは、本日の協議に入っていきます。4. 協議事項の(1) 瑞浪市まちづくり基本条例（案）についてです。

検討の進め方ですが、原案の条例案は前文を除いても全部で21条からなる長いものですので、前の方から確認いただきながら、順番に検討していきたいと思えます。

まず、前文の部分のみ事務局から説明を受け、皆さんのご意見を伺いたいと思えます。事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料2-1に基づき説明】

中山会長 ありがとうございます。条例の前文は、この条例の「顔」にあたるものです。条例制定の必要性や制定にあたっての市民の思いを込める重要な部分ですので、十分に議論をしたいと思えます。皆さんのご意見はいかがでしょうか。

委員 前文中にある文言ですが、「市域の」とあるところは、「市面積の」の方が良いと思えます。「緑豊かな自然環境を有し」は、6行目の「瑞浪市は豊かな自然や・・・」と同意なので、ここで記述しなくても良いと思えます。「室町時代からの長い伝統を誇る窯業を地場産業とする陶磁器のまち」は「室町時代から伝統ある窯業を地場産業とする」の方が良いと思えます。

中山会長 具体的な修正案はありますか。

委員 自分なりに考え、全体的に修正しておりますが、修正案を上げてよろしいでしょうか。

中山会長 お願いします。

委員 「私たちのまち瑞浪市は、岐阜県の南東部に位置し、北部に木曾川、中心部には土岐川、市面積の70%を山林が占め、古代は

東山道、中世は鎌倉街道、近世は中山道の宿場町として、東西の政治、経済、文化が流入し栄えた歴史あるまちです。また、室町時代からの伝統ある窯業を地場産業とする陶磁器のまちであり、古代の化石が数多く発見される化石のまちでもあります。このように、瑞浪市には、豊かな自然や地域で守り伝えてきた歴史や文化、産業に加え、これまでに推進してきた市街地整備等による優良な住環境、充実した教育環境など暮らしを営むための大きな魅力があります。

瑞浪市は、こうした魅力を活かし、子ども、若者、子育て世代、高齢者がいきいきと生活できる環境を整え、安心、安全、快適な地域社会を実現することで、幸せな暮らしを実感でき、一人ひとりが瑞浪市民であることに誇りを持てるまちづくりを目指します。

地方自治は、日本国憲法で保障されていますが、その本旨は、市民が主体となり、議会及び行政と連携協力して進めることにより達成するものであり、持続可能な地域社会の実現のため、ここに瑞浪市まちづくり基本条例を制定します。」

先程申し上げたところの他、「議会及び行政の協働を不断に進めることにより」は、第2条第8号の定義のところで、協働は、「市民同士又は市民、議会及び行政が対等な立場で共通の目的に向かい連携協力する。」とあるので、協働はこの中では、表現が重複するのではないかと思います。

中山会長

ありがとうございました。一通り読んでもらいましたが、どうでしょうか。

事務局

文言と言いますか、文章表現や法制面での技術的なチェックにつきましては、最終的に庁内の法令審査委員会でチェックします。この審議会では、文法とか文章表現等にはあまり拘らず、記述すべき視点が抜けているとか、条例の考え方について審議をしていただきたいと思います。

只今のご指摘の中では、協働の部分や表現が重複するところなど、検討しなければならない部分もありますので、事務局で再検討させていただきます。

中山会長

それでは、只今の意見については、事務局で再検討し、次回の審議会までに示していただきたいと思います。

その他、前文についてご意見はありませんか。

ないようですので、条文の本文へ入っていきます。第1章、

総則は第1条から第3条までです。事務局より説明をお願いします。

事務局  
中山会長

【資料2-1、資料2-3に基づき説明】

ありがとうございました。第2条の定義では「子ども」が追加されています。子どもの定義については、18歳未満という訂正がありましたので、よろしくをお願いします。第1条から第3条までのところで、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

委員

市民と議会と行政が対等な立場でということについて、もともと地方自治は、間接民主制で、市民が選挙で市長さんや議員さんを選び、市政が運営されることになっています。実際には、それを補完するために市民参加という話が出てきたと理解しています。これは、認識が違っていますか。

中山会長  
事務局

事務局どうですか。

これは、まちづくり基本条例ですので、行政だけではなく、もちろん市民だけ、議会だけの決め事を制定するわけではありません。市全体のルールを定めるものです。こんな考え方で、市民、議会、行政が協力してまちづくりを進めましょうという条例の制定です。誰かが上位の立場にあって、うまくいかないからそれを補完するとか、そういうものではありません。あくまでも市民を主役としながら、市民、議会、行政が対等な立場でまちづくりを進めます。ただ、役割はもちろん違いますので、市民、議会、行政のそれぞれが役割を果たしながら、全体として協力連携しまちづくりを進めるということです。

委員

協働とかそういった部分で苦慮しておられる他の市町村を見ていると、瑞浪市においても危惧する部分が重なります。市民の役割というようなところで、特に一定の縛りというか、役割分担が明確にならないといけないと思います。

中山会長

定義のところを修正するとかそういうことですか。具体的にお願いします。

委員

何らかの形で、役割分担と言いますか、「お互いの立場を踏まえた上で一緒にやりましょう」とか、そういう文言が必要ではないかと思います。市民の役割が誤解されないようなルールが必要だと思います。

私は、これまでも「協働」という言葉に関わって、様々な経験をしてきました。「協働」は素晴らしい言葉だと思いますが、それを逆手に取られるということに危惧しています。

事務局 役割分担を定めましょうというのがこの条例の目的です。目的は、第1条のとおりですが、前文に掲げた基本理念にのっとり、まちづくりの基本原則、仕組み、市民の権利と責務、議会の責務、行政の責務を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的としております。

委員 全ての市民が善意でまちづくりを考えていれば何も問題はないと思いますが、一部の市民が、「市民が主体」とか「協働」とか「市民、議会、行政が平等」というものを逆手に取って自己の利益を追い求めたりしたときに、歯止めとなるような表現が必要ではないかと思えます。

委員 これまでの話を聞いており、少し発言させていただきますが、只今の発言につきましては、この後の条例案の議論の中で一定程度解決できるだろう部分もありますし、足りない部分は補足できると考えます。

先ずはP6の第6条「市民の責務」のところですが、先取りしてしまって申し訳ないですが、委員が危惧されるところの一部を解消してくれるところだと思えます。第6条第2項「市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。」とあります。今のご心配の箇所については、この条文があることによって、一部は担保されると思えます。ここでは、今後、逐条解説などを通じて、瑞浪市の実情に合った記述をすることで、より市民にわかりやすくなると考えます。

次に、市民の集団である、まちづくり推進組織については、P7の第7条第2項に「まちづくり推進組織は、自治会や諸団体と連携して地域住民の意思を反映し、地域の活性化や地域特有の課題解消に向けて取り組みます。」とあります。第3項以下にも記述がありますが、まちづくり推進組織の活動は、常に民主的で開かれたものでなくてはならないのであって、決して閉鎖的・自己中心的な考えでは活動できないわけです。一部の特定の組織や個人に利益供与はできないように配慮されています。

このように考えていくと、只今のご心配の点については、若干解消されるのではないかと思えます。この辺りを含めて、今の心配をされる箇所をどう扱われるかという議論をしていただければと思えます。

中山会長 ありがとうございます。今、いろいろな議論がありましたが、

このまま進めながら、今の心配する点についても議論していきたいと思いますがよろしいですか。

委員 はい。良いご指摘をいただきました。感謝します。

中山会長 それでは次に進みます。その他のご意見はどうでしょうか。

委員 第2条第1号の「市民」の定義ですが、表現が分かりにくいと思いますが、どうでしょうか。下の説明のところを読めばわかるのですが、条文では、市内に通勤するのは、市内の人なのか、市外の人なのか、よくわかりませんが、どうでしょうか。

中山会長 事務局どうでしょうか。

事務局 これにつきましても、先程と同様で法制上のルールになりますので、表現につきましては、事務局にお任せいただきたいと思います。逐条解説のところでも市民にわかりやすく表現したいと思います。

中山会長 よろしくお願いします。それでは、第1条から第3条までは、以上で審議を終えたいと思います。若干修正部分もあると思いますので、事務局、次回までをお願いします。

続きまして、第2章、第4条で「まちづくりの基本原則」です。事務局より説明をお願いします。

事務局 **【資料 2-1 に基づき説明】**

中山会長 ありがとうございます。第4条の「まちづくりの基本原則」第1号から第5号まで、5つの基本原則が示されています。これは、準備委員会で提言された内容とほぼ同様ということですが、何かご意見はいかがでしょうか。

委員 **【意見・質問等なし】**

中山会長 意見がないようですので、次に進みます。

第3章、「まちづくりを担う主体」です。第1節「市民等」第1款「市民」第5条で「市民の権利」、第6条で「市民の責務」を定めます。第5条と第6条の説明をお願いします。

事務局 **【資料 2-1 に基づき説明】**

中山会長 ありがとうございます。皆様のご意見をお願いします。

委員 **【意見・質問等なし】**

中山会長 意見がないようですので、次に進みます。

P 7、第2款、「多様な担い手によるまちづくり」を検討したいと思います。第7条から第10条まで、事務局の説明をお願いします。

事務局 **【資料 2-1 に基づき説明】**

中山会長            ありがとうございます。第7条から第10条までのところで何かご意見はどうでしょうか。

委員                P7、第7条第2項中の「諸団体」とはどういう団体を言うのでしょうか。まちづくり推進組織は、地域内の企業からも支援を受けていますが、ここで言う「諸団体」とは企業を含むのでしょうか。

中山会長  
事務局            事務局お願いします。  
                      まちづくり推進組織の地域内の関係する団体全てを指しています。企業は、市民に位置付けています。市民はその地域のまちづくり推進組織の構成員と位置付けられます。

委員                分かりました。

中山会長  
委員                その他に意見はありませんか。  
                      P8、第8条第2項の自治会加入については、記載してよいと思います。しかし、説明のところで、罰則規定は設けないということに記載してはどうかと思います。

中山会長  
事務局            事務局お願いします。  
                      自治会加入の義務付けは、当然に罰則規定は設けられるものではありませんので、あえて記載しておりません。しかし、ご指摘をいただきましたので検討します。

委員                分かりました。

中山会長  
委員                その他どうでしょうか。  
                      今の件については、「原則、自治会に加入しなければなりません。」等、「原則」という言葉を入れてはどうかと思います。  
                      それと、「子ども」については、「子供」とか「こども」の表記ではなく、「子ども」の表記でいいのでしょうか。

中山会長  
事務局            事務局お願いします。  
                      「原則」については、法制担当と協議してみます。  
                      「子ども」については、現在この表記で統一されています。

委員                分かりました。

中山会長  
委員                その他どうでしょうか。  
                      自治会加入を義務付けることについては、高く評価します。ぜひ、記載したいと思います。  
                      まちづくり推進組織については、この条例で、「多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。」ということで、脚光を浴びる形になります。これはこれで理解できますが、そもそものところは、古くから自治会があって、市

民のベースには自治会があったと思っています。住民による地域活動は、全て自治会が担っていました。これが根っこにあったわけですが、ただ、自治会の役員は単年で代わるので、これを補う形で、長期的なスパンで活動が出来ないといけないということで、これを補完する意味でまちづくり推進組織ができたと思っています。これだけの表現では、自治会とまちづくり推進組織の位置付けが今一つ曖昧なので、自治会のところに一文加えたらどうかと思います。

中山会長  
事務局

事務局どうですか。

委員の発言のとおりですので、自治会とまちづくり推進組織の関係が分かるような一文を検討します。

委員  
委員

お願いします。

確かに、まちづくり推進組織の活動は、自治会の協力なしでは成り立ちません。資金的な面でもそうです。私もそこは明確にされた方が良いと思います。

中山会長

それでは、第2款の「多様な担い手によるまちづくり」のところは、修正点もありますが、事務局で検討してもらいます。

それでは、次に進みます。

P10、第3章、第2節、議会について検討します。第11条について事務局より説明をお願いします。

事務局  
中山会長

【資料2-1、当日追加資料に基づき説明】

第1回目で示された案では、ここは調整中となっておりましたが、今回、案がこのように提示されました。ほぼ提言書のとおりということですが、今日、瑞浪市議会基本条例逐条解説（案）が配布されました。第11条について、ご意見はいかがでしょうか。

委員

【意見・質問等なし】

中山会長

特になければ、次に進みます。第3節、行政、第1款、市長、です。P10、第12条について、事務局より説明をお願いします。

事務局  
中山会長

【資料2-1に基づき説明】

第12条について、ご意見はいかがでしょうか。

委員

第12条第1項中「市政を運営します。」とありますが、この表現でいいのでしょうか。市長は、執行機関のトップなので、「執行します。」の方が良いと思いますが、どうでしょうか。

中山会長  
事務局

事務局お願いします。

市長は、執行機関のトップであり、市を代表するものです。市政運営という言葉もありますので、「運営」が良いかと思います。

委員 分かりました。

中山会長 その他何かありますか。

ないようですので、次に進みます。第2款、執行機関です。第13条から第16条まで、少し長いですが一括して検討したいと思えます。事務局説明をお願いします。

事務局 【資料2-1、資料2-3に基づき説明】

中山会長 ありがとうございます。ここでも少し修正されていますが、概ね提言書のとおりということです。ご意見をお願いします。

委員 P11、第13条第1項中「執行機関は、公平、公正、誠実・・・」とありますが、公平と公正は同意語ではないかと思えますので、公平は削除しても良いと思えます。

中山会長 事務局どうでしょうか。

事務局 法制担当と協議し、同意語であれば削除します。

委員 お願いします。

中山会長 その他ご意見はどうでしょうか。

事務局 欠席された委員からご意見を預かっておりますので、申し上げます。第16条ですが、行政と執行機関は、ほぼ同意語であるならば、「執行機関は、行政組織が・・・」は「執行機関は、その組織が・・・」で良いのではないかというご意見でしたので、次回までに事務局で検討させていただきます。

中山会長 お願いします。

その他ご意見はありますか。

ないようですので、次に進みます。第3款、市の職員です。第17条の説明を事務局お願いします。

事務局 【資料2-1に基づき説明】

中山会長 皆様のご意見をお願いします。

委員 【意見・質問等なし】

中山会長 ないようですので、次に進みます。第4章、参加の仕組みです。ここは、第18条のみ事務局より説明をお願いします。

事務局 【資料2-1に基づき説明】

中山会長 皆様のご意見をお願いします。

委員 第18条第1項中「市民の参加を促進します。」とは、どういうことを意味するのでしょうか。

中山会長 事務局お願いします。

事務局 現時点では、市政への参加の手法としては、地域懇談会への参加、パブリックコメント、市民アンケート等を実施しておりますが、こ

れ以外にも参加の手段があれば開発していくという意味を込めて、「促進します。」「提供します。」としています。

委員 どんどん新しい手法を取り入れるということですね。分かりました。

中山会長 その他、ご意見はございませんか。  
ないようですので、次に進みます。第19条、住民投票について、事務局お願いします。

事務局 【資料2-2、資料2-1に基づき説明】

中山会長 ありがとうございます。ここでは、住民投票制度について、個別設置型を提案されています。何かご意見はありますか。

委員 第19条の説明の最後のところでは、「住民の意思を最大限尊重」とありますので、第19条第3項の条文の方にも「その結果を最大限尊重します。」としてはどうかと思います。他の委員の皆さんのご意見もお聞きかせいただけますでしょうか。

中山会長 はい。只今の意見ですが、第19条第3項は、「議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。」と、「最大限」を加えてはどうかという意見でしたが。他の委員の皆さん、どうでしょうか。

委員 私は、「最大限」を加えていいと思います。個別設置型では、投票までに時間がかかるので、その間に、議会や市長の考えが変わってしまう恐れがあるので、個別設置型にするのであれば、「最大限」を加えたいと思います。

中山会長 事務局どうですか。

事務局 皆さんの意見に従います。

委員 私も、只今の意見については、賛同します。

加えて、事務局に説明をお願いしたいのですが、この第19条は、個別設置型の提案で表現されていますが、仮に常設型になった場合、どのような表現になるのか、また、どのような作業が必要になるのか説明をお願いします。

事務局 常設型とする場合には、この審議会で住民投票条例の要件等を検討していただくものではありません。この場合、第19条では、「住民投票に関して必要な事項は、別に定めます。」というような記述になろうかと思います。

住民投票条例の制定にあたっては、別のところで、資料2-2のP3にあるような、対象事項、投票資格者、住民による請求要件、議会による請求要件等を検討し、定めておく必要があります。

- 委員                    ありがとうございます。瑞浪市においては、早急に住民投票を実施しなければならないような案件がなければ、常設型ではなく、個別設置型の方が良いかと思います。常設型にする場合は、今事務局から説明があったように、制度上、非常に綿密に検討しなければならない案件が多く、条文内容にも踏み込んだ議論が必要になります。この審議会は、瑞浪市のまちづくりの在り方について検討する会議ですので、ここでの住民投票制度については、個別設置型とした方が良いと考えます。このことから、この第19条の記載内容には問題ないと思います。
- また、先程意見があった、「最大限」については、記載を加えても問題ないと思います。
- 中山会長                それでは、第19条については、「最大限」を加えます。
- 次に進みます。第5章、実効性の確保です。P15、第20条、第21条について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局                    **【資料2-1に基づき説明】**
- 中山会長                ありがとうございます。
- 委員                      市民まちづくり会議の設置について、P15、第20条第1項で、「市長は、この条例の実効性を確保するために、市民まちづくり会議を設置します。」とありますが、これだけでは、まちづくり推進組織と市民まちづくり会議の役割というか、位置付けがはっきりわかりません。市民まちづくり会議では、どのようなことを行うのか、もう少しわかりやすく記載したいので、事務局で案を作成していただきたいと思います。ここは、市民主体のまちづくりにおける、非常に大事な役割を果たす会議になると思いますので、市民にもわかりやすくPRしていかなければなりません。
- 中山会長                市民まちづくり会議についてのイメージが、これではあいまいだという意見ですが、どうでしょうか。
- 委員                      各地区のまちづくり推進組織やその他のまちづくりに関わる団体の代表者が、意見交換や情報交換をする会議をイメージしますがどうでしょうか。
- 事務局                    現在の案は、提言書のとおり、この条例の規定に沿って市政運営がなされているか、まちづくりが進められているか、ということを確認し、出来ていないところに関しては、どのような活動が良いのか等の意見をいただくための会議として位置付けています。この会議に参加して頂く方は、これから検討しますが、そういった関係の方に参加して頂くのがふさわしいと考えています。

委員 誰が参加するのか等は、まだ後で考えればいいと思いますが、今回のまちづくり基本条例の制度設計の基にあるのが、「市民、議会、行政がみんな協力してまちづくりを進めましょうね」ということだと思います。その中で、地域の市民による多様な担い手の中心的な役割を果たすのが、まちづくり推進組織と自治会だということですよ。そこと市民まちづくり会議の役割分担というか、何と何から市民まちづくり会議が必要になるのかが分かるような、できれば図解説明していただくと分かりやすいと思います。

委員 委員が言われるのは、市民まちづくり会議の実効性の確保のところを、もっと具体的に表記すべきというご意見でしょうか。

委員 実効性を確保するためには、いろんな手法があると思いますが、いろんな手法がある上で、どこを基盤にして、どういうふうに組み合わせながら、どんな位置関係でこの市民まちづくり会議があるのかが分かるようにしたいと思います。

委員 委員が言われるような表現を、条例の文章で表すとどうなるかわかりませんが、最終的にどうなるかは別にしても検討するべきだと思います。

中山会長 第20条の市民まちづくり会議について、もう少し分かりやすい、市民がイメージしやすい条文の検討を事務局にお願いします。

委員 例えば第7条では、多様な担い手によるまちづくりの中心的な位置付けにまちづくり推進組織を置くなど、それぞれの位置付けがはっきりしているの、市民まちづくり会議の位置付けもはっきりできたらいいと思います。ここだけ突然出てきたような気がします。

委員 今、委員が言われることは、ごもっともだと思います。この条例では、まちづくりの主人公は、市民を主体とした様々な団体を取り上げられています。瑞浪市の非常に良い所は、市民の参画もさることながら、まちづくり推進組織が地域の中で大変熱心な活動を続けてきたという実績があるということです。そういう実績を踏まえると、第20条の記述では、少し弱いという印象を持たれることは仕方ないかもしれません。第20条第1項では、「市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置します。」としており、「市長が設置する。」としか書かれていません。そして、それ以外のことは、第2項で「別に定めます。」としています。これは、これでいいのかもしれませんが、付け加えるとしたら、例えば、「開催」につての記述を加えるのもいいかもしれません。「市民や議会は、この会議の開催を求めることができる。」というように、

「市長が設置します。」の他に、「市民や議会が会議の開催を求めることができる。」という記述を加えるのも一つの方法です。また、説明のところに記載がありますが、「市民、行政関係者が意見を交換し、お互いのまちづくりへの意識及び情報の共有を図ります。」というような記述を加えるのもいいかもしれません。いい説明がされていますので、そこをうまく活用できればいいと思います。そして、そのためにどのような組織を作るのか、どんな運営方法をとるのかは「別に定める。」ということで良いと思います。他の自治体では、「市長は、年に最低1回は開催することとします。」という趣旨の記述のある自治体もあります。瑞浪市ではどうするかは、検討していけば良いと思います。

今のご意見を踏まえると、瑞浪市は、せっかく熱心な市民活動が行われているまちですので、「市長が設置する。」ということだけでなく、「開催」や、「何をするのか」についても触れておくことも一つの方法かもしれません。

中山会長      ありがとうございます。それでは、事務局で案を検討してください。良い表現になるようお願いします。

まだ意見をいただいている方もありますが、時間の関係もありますし、本日、条例案をまとめなければならないというものではありませんので、本日の検討はここまでとしたいと思います。

## 5. その他

中山会長      レジメの5. その他、次回会議の日程についてですが、今回は、9月の上旬から中旬ごろということですが、事務局より提案をお願いします。

事務局      委員の皆さんのご都合を伺い、夜の開催の方が良いと思いますので、「9月16日（火）午後7時から午後9時まで」ということいかがでしょうか。

中山会長      事務局より提案がありました。どうでしょうか。

委員      【異議なし】

中山会長      それでは、次回、第3回まちづくり条例審議会は、9月16日（火）午後7時から午後9時まで、場所は市役所ということでお願いします。今回は、パブリックコメント前の最終審議ということになりますので、よろしくをお願いします。

本日の最後は、山内副会長のあいさつで終えたいと思います。山内副会長をお願いします。

山内副会長        本日は、長時間に渡り慎重審議をしていただきました。いろいろなご意見、ご指摘をいただきました。十二分とは言えないかもしれませんが、中身の濃い審議ができたと思います。今回の議論を踏まえ、次回、9月には一定の条例案を作成することになりますので、ご協力をお願いします。本日は、お疲れ様でした。ありがとうございました。

終了。